



くらしの情報 とやま

トピックス P2 消費生活に関する県民意識調査を実施しました。

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

「保険で住宅の修理工事が無料でできる」という新聞の折り込み広告を見ました。信用できますか…。

相

談

自宅の雨漏りが気になっていたところ、「保険で修理工事が無料でできる。」という住宅修理業者の折り込み広告を見ました。後日、業者が自宅を訪問し「保険の申請は私どもでやるので大丈夫。」という説明を受けました。信用してもよいでしょうか…。(60代 女性)

回

答

損害保険を使って「自己負担なく住宅の修理ができる」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談が寄せられています。

- ・一般に、損害保険は、自然災害によって住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払うもので、経年劣化による損傷は保険金支払いの対象とはなりません。保険金が支払われるかどうかは、加入している保険契約や損害の内容を確認し、保険会社や代理店に相談しましょう。
- ・住宅修理業者と契約をする際は、請求サポート手数料

の有無、キャンセル時の違約金など、住宅修理工事や保険金サポート契約の内容について確認することが重要です。

- ・住宅修理工事を行う場合は、複数の見積もりを比較することが大切です。
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合は、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。<消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」>



注意喚起!

安全な暮らしを高齢者と共に!

～事故を防ぐ注意ポイントを紹介～

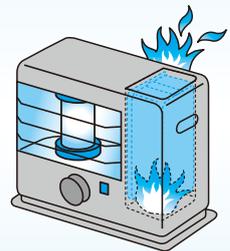
高齢者の事故が「石油・電気ストーブ」「介護ベッド及び関連製品」「電動車いす」などで多く発生しています。高齢者の死亡及び重傷事故は、事故の原因が製品の使い方によるものが半数を超えています。事故の防止には、使用者本人だけでなく家族や周囲の方々の注意や使い方への理解も重要です。

■事故事例

- ・石油ストーブカートリッジタンクへの給油後、給油口キャップを斜め締めにしていたため石油ストーブへ戻す際に灯油がこぼれたり、拭き取りが不十分であったため、点火時に灯油に引火し、火災が発生。住宅1棟を全焼した。
- ・介護ベッドの隙間に手を入れた状態で、リモコンを使ってベッドの背上げ操作を行ったため、手が抜けなくなり、持ち上がってきたベッドマットと介護ベッド用手すりの間に手を挟まれ重傷を負った。
- ・電動車いすで工事現場の誘導路を走行していた際に運転操作を誤り、工事用の穴に転落した。

■事故を防ぐためのポイント

- ・高齢者の死亡事故が最も多い製品はストーブです。ストーブの誤った使い方、慣れによる油断は禁物です。心配な場合は、給油口キャップが閉まったことを確認しやすく改良された製品への買い替えを検討しましょう。
- ・介護者は介護ベッドの手すりなどの隙間に細心の注意を払いましょう。
- ・電動車いすは操作や速度に慣れましょう。体調不良の際は運転させない、工事中の道路や踏切を横断するルートは極力控えるなど、高齢者本人だけでなく家族や周囲の方々も気を配りましょう。
- ・高齢者の方は、機器が不調でも使い方が変わることを敬遠するなどの理由から、家電やガス・石油機器などを古くなくても買い替えず、壊れるまで使い続けてしまう傾向があります。今後高齢者世帯数の増加に伴い、家電などの経年劣化による火災事故などの発生も増加していくことが懸念されています。家族や周囲の方々は、日頃から高齢者の身近にある製品に対して注意を配りましょう。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/data/000094205.pdf>

消費生活に関する県民意識調査を実施しました。

県では、今後の消費者行政に反映させるため、平成25年度に引き続き、2回目の県民意識調査を実施しました。今回は調査結果の一部を紹介します。

※平成30年7月に富山県内の満18歳以上の男女3,000人に対し実施。うち1,568人から回答。

①消費者トラブルに遭ったとき、誰にも相談しない人が増加

- ・消費者トラブルに遭った際に、「誰にも相談したり、伝えたりしなかった人」の割合が**21.5%から30.2%に増加**しました。
- ・「県消費生活センター」や「消費者ホットライン『188』」といった相談機関の知名度も低下傾向にあります。
- ・県と県内15市町村には、消費者トラブルについて情報提供や解決に向けてお手伝いする消費生活センターや消費生活相談窓口が設置されています。消費生活のことで「あやしい…」「困った!」ことがあれば、ためらわずにご相談ください。
- ・相談窓口は、4ページをご覧ください。



②商品やサービスを選択する時によく意識しているのは「価格」、「機能・品質」、「安全性」

- ・この結果は前回調査から変わらず、8～9割が「意識している」と回答しました。
- ・一方で、「事業者の経営方針や理念、社会貢献活動」や「商品やサービスが環境へ及ぼす影響」を意識している人の割合は2～3割と低いままでした。
- ・価格や性能だけではなく、**人や社会、環境のことも考えて商品やサービスを選んでみましょう。**このような消費行動を「**エシカル消費**」といいます。



③インターネットを利用して、情報収集する人が増加

- ・消費者向けの情報を収集する際に利用しやすい手段として、「ホームページやSNSなどインターネット」を選んだ人の割合が、**16.7%から28.3%に増加**しました。
- ・スマートフォン等の普及により、インターネットの利用が**あらゆる年代に広がっている**と思われます。
- ・いつでもどこでも知りたい情報が得られて便利な反面、たくさんの情報があふれているため、**正確な情報を得るには注意が必要**です。



調査へのご協力、ありがとうございました。本調査の結果を県の施策に活かしてまいります。

「自分はだまされない！」 そんなあなたが要注意！

悪質商法・特殊詐欺にご用心！

利殖商法

必ずもうかる！

「必ずもうかる」「値上がり確実」といって、もうかることを強調し、未公開株や社債、外国の通貨などへの投資や出資を勧める。

全然儲からない……



- うまい話はありません！

点検商法

点検に来ました！

「点検に来ました」と家に上がりこみ、「床下が腐っている」「水が汚れている」などといって不安をあおり、実際には必要のない工事や商品の契約を迫る。



水が汚れてますね
工事したほうが
いいですよ！

- 家に入れない！
- その場で契約しない！

催眠商法

タダです！

閉め切った会場に人を集め、日用品の無料配布などで会場の雰囲気盛り上げ、冷静な判断ができなくなったところで、高額な健康食品や布団などを売りつける。

- タダほど高いものはありません！
- 会場にいかない！



特殊詐欺

〇〇銀行です…

電話で、金融機関等をかたり、「カードが悪用されています」「新しいカードが届くのでキャッシュカードを預かります」などと言う。



〇〇銀行ですが
カードが悪用されて
いますよ！

えっ？
キャッシュカードが!!

- いったん電話を切って確認！
- 金融機関がキャッシュカードを取りに来ることはありません。

こんなインターネットトラブルにもご注意ください！

ワンクリック請求

アダルトサイトなどで、「次へ」や「同意する」をクリックしていると、いきなり「登録ありがとうございます」「料金〇万円」といった画面が表われ、高額な料金を請求される。

- 不用意にアクセスしない！
- 自分の個人情報を相手に知らせない！
- 被害解決をうたう悪質探偵業者にも注意！



登録完了
10万円
支払って
ください
Adult site

架空請求

利用した覚えのない「デジタルコンテンツ利用料」「有料サイト利用料」を請求するメールが送りつけられる。大手ネット通販会社をかたる請求や、「訴訟」「強制執行」など不安をあおる脅し文句が書いてあることも。

- 利用した覚えがなければ払わず、無視する！
- 請求者に連絡しない！⇒高額な電子マネーを購入して支払いを指示される場合も

『しまった！』『困った！』『どうしよう！』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや！)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

- (・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
- (・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくとう便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

各種消費生活出前講座を ご利用ください！

講師派遣無料



県では、複雑化・多様化する消費者トラブルを未然に防止するため、トラブルの事例や対処法について楽しく学べる各年代に応じた内容の各種出前講座を実施しています。

お気軽にご利用下さい

講座名	対象	講師
消費生活出前講座	一般（・年齢や所属は問いません） （・企業研修としてもご利用 いただいています）	富山県消費生活推進リーダー
悪質商法撃退教室	高齢者（老人クラブや自治会など）	富山県消費生活推進リーダー
中学生を対象とした消費生活講座	中学生	消費生活相談員等
高校生等を対象とした消費生活講座	高校生	弁護士（富山県弁護士会所属）
悪質商法撃退講座inキャンパス	大学、短期大学、専門学校生等	弁護士（富山県弁護士会所属）

◆講座の内容

- ・悪質商法の事例や対処法
- ・各年代に多い消費者トラブル
- ・製品事故にあわないために
- ・高齢者や障がい者を見守るために 等

◆費用

- ・講師派遣にかかる費用は無料です。
- ・会場設営費用については、ご負担願います。

◆お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）

- ☎076-443-2047
- 高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522
- 魚津市 市民課 ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111（内334）
- 黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198
- 砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153
- 小矢部市 生活協働課 ☎0766-67-1760（内735）
- 南砺市消費生活センター（井波庁舎）..... ☎0763-23-2035
- 射水市消費生活センター..... ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ☎076-464-1121（内49）
- 上市町 町民課 ☎076-472-1111（内103）
- 立山町 住民課 ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824
- 朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100（内134）
- 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター

- 富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
- 消費生活相談 ☎076-432-9233
- 消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
- FAX076-431-2631
- URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
- 【開所時間】
- 午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
- 毎週火曜日は午前8時30分～午後8時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所

- 高岡市赤祖父211（高岡総合庁舎5階）
- 消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
- ☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890
- 【開所時間】
- 午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）

- ※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
- ☎076-432-5690 午前9時～午後4時

◆消費者ホットライン ☎188（いやや！） ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html